

「大分県奨学会高等学校等奨学金未収金回収業務」委託に係る企画提案募集要項

1 目的

本要項は、返還の公平性の確保と滞納金の縮減を図るため、以下の債権の回収業務について、専門的な知識と経験を有する事業者に委託することを目的とし、広く企画の提案者を公募し、委託候補者を選考するために必要な事項を定める。

2 競技に付する事項

- | | |
|-----------|--|
| (1) 委託業務名 | 大分県奨学会高等学校等奨学金未収金回収業務 |
| (2) 業務の内容 | 別添「大分県奨学会高等学校等奨学金未収金回収業務委託仕様書」のとおり |
| (3) 委託期間 | 令和8年4月1日から令和9年3月31日まで
ただし、1回を限度に更新可とする。 |
| (4) 委託金額 | 成功報酬 (委託期間中の回収額の25% (消費税を除く) を上限とする) |

3 参加要件

企画提案競技に参加できる者は、次の資格条件を全て満たす者とする。

なお、(4)の要件については参加要件確認のため、大分県警察本部に照会する場合がある。

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4(一般競争入札の参加者の資格)の規定に該当する者でないこと。
- (2) 大分県発注の契約に係る指名停止処分を受けている者でないこと。
- (3) 民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと(同法第33条第1項に規定する再生手続開始の決定を受けた者を除く。)又は会社更生法(平成14年法律第154号)に基づき更生手続開始の申立てがなされている者でないこと(同法第41条第1項に規定する更生手続開始の決定を受けた者を除く。)。
- (4) 自己又は自社の役員等が、次の各号のいずれにも該当する者でないこと、及び次の(イ)及び(ウ)に掲げる者が、その経営に実質的に関与していないこと。
 - (ア) 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)
 - (イ) 暴力団員(同法第2条第6号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)
 - (ウ) 暴力団員が役員となっている事業者
 - (エ) 暴力団員であることを知りながら、その者を雇用・使用している者
 - (オ) 暴力団員であることを知りながら、その者と下請契約又は資材、原材料等の購入契約を締結している者
 - (カ) 暴力団(員)に経済上の利益や便宜を供与している者
 - (キ) 役員等が暴力団(員)と社会通念上ふさわしくない交際を有するなど社会的に非難される関係を有している者
 - (ク) 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者
 - (5) 弁護士法(昭和24年法律第205号)第30条の2の規定による弁護士法人、又は債権回収会社に関する特別措置法(平成10年法律第126号)第3条の法務大臣の許可を受けた債権管理回収会社であること。
 - (6) 債権回収会社にあっては、提案書提出日において、債権回収会社に関する特別措置法第23条の規定による改善命令を受けてないこと。
 - (7) 債権回収会社にあっては、一般財団法人日本情報経済社会推進協会が付与するプライバシーマークの使用を許諾された者であること。
 - (8) 当該業務の受託実績を有していること。

4 応募手続き

(1) 質問の受付及び回答

本業務に関する質問については、下記のとおりとする。

受付期限 令和7年12月5日（金）

受付方法 質問書（様式任意）をFAXまたは電子メールにより送付すること。
(FAX・電子メール送信後、8の提出先に電話で提出の確認を行うこと)

回答期限 令和7年12月9日（火）

回答方法 公益財団法人大分県奨学会のホームページに回答内容を掲載する。

(2) 参加希望書の提出

提出期限 令和7年12月17日（水）17時必着

提出方法 持参又は郵送とする。

提出先 下記8

提出書類 企画提案公募参加希望書（様式1）※参加要件確認に必要な書類（様式1に記載）を添付すること。

(3) 応募書類の提出

企画提案競技に参加する者は、次により応募書類を提出するものとする。

提出期限 令和8年1月9日（金）17時必着

提出方法 持参又は郵送とする。

提出先 下記8

提出書類 企画提案書（様式2を鑑とすること）

企画提案書には、次の内容を含むものとする。

①奨学金回収業務における基本方針

②組織体制

③委託業務の具体的な実施方法※別紙「評価基準」の項目を参考に作成すること。

④見積書 成功報酬の割合が判別できる式を含めること。

なお、成功報酬の割合は、25%を上限とし、消費税相当額を除いて作成すること。

⑤個人情報保護体制 個人情報保護の取組状況・取組体制を記載すること。

⑥取引の状況（過去3年実績） 次の内容を含むこととする。

ア 総取引先数 イ 取引先の主な業種内容（金融業、官公庁など）ウ 国、地方自治体、その他団体から、奨学金返還金の債権回収業務を委託している場合は、その受託契約の名称

⑦その他 事業内容等を説明するのに必要な書類（全てA4サイズとする）

提出部数 企画提案書9部（うち8部は写し可）

提案件数 企画提案は、1法人につき1件とする。

留意事項

①5者以上の応募があった場合は、事前に企画提案書による書類審査を行い、上位4者までをプレゼンテーション参加者として選定するものとする。書類審査を行った場合は、その結果を令和8年1月15日（木）までに応募者に通知する。

②手続きにおいて使用する言語は日本語とし、通貨は日本国通貨とする。

③企画提案に係る一切の経費については、応募者の負担とする。

④参加希望書を提出した後、企画提案書の提出を取り下げる場合は速やかに様式3「辞退届」を提出すること。また、企画提案書提出から契約締結までの間に応募資格を満たさなくなった場合にも、「辞退届」を提出すること。

⑤提出された企画提案書について、提出後の書換え、引換え及び撤回は認めないものとする。また、提出された書類は返還しない。「辞退届」の提出があった場合も、既に提出された

- 企画提案書は返却しない。
⑥虚偽の記載をした企画提案書等は無効とする。

5 企画提案審査委員会

受託候補者の選定は、下記のとおり企画提案審査委員会を実施し、提出された企画提案書及びプレゼンテーション内容により行う。「『大分県奨学会高等学校等奨学金未収金回収業務委託』企画提案審査委員会」設置要領に基づき設置された審査委員会において別紙「評価基準」に基づき採点方式による審査を行い、受託候補者を選定する。

(1) 開催日及び場所

日時：令和8年1月21日（水）（予定） 時間未定

場所：大分県庁舎会議室

提案者には、別途日時及び場所を通知する。

(2) 実施方法 1提案あたり25分（うち説明15分、質疑応答10分）とする。

(3) プrezentationの項目は、

- ①未収金回収業務における具体的な回収方法
- ②提案した回収方法の執行体制
- ③委託業務の報酬について
- ④個人情報保護の体制について

(4) 提案者が1者の場合であっても、各審査委員の合計点の平均が6割以上であれば、その者を受託候補者として決定する。

6 審査結果の通知

(1) 日時：令和8年1月26日（月）

(2) 通知：審査終了後、すべての参加者に対し、書面により審査結果に係る通知を行うものとする。

受託候補者については、事業者名、代表者名、住所、連絡先等を公益財団法人大分県奨学会のホームページにおいて公表する。

7 契約締結時の留意事項

(1) 審査の結果、最優秀提案者を受託候補者とし、公益財団法人大分県奨学会と受託候補者の間で随意契約により契約書を取り交わすものとする。

(2) 契約にあたっては、必要と認められる場合には、公益財団法人大分県奨学会と受託候補者との協議により、提案内容を一部変更した上で業務委託仕様書を作成することがある。

8 書類提出及び問い合わせ先

公益財団法人 大分県奨学会 事務局長 森崎

所在地：〒870-8503 大分市府内町3丁目10番1号（大分県庁舎別館8F）

T E L : 097-506-5620（直通） F A X : 097-533-7484

メールアドレス: syogaku@po. d-b. ne. jp